

法第 14 条地図・地籍調査関係連絡協議会設置要綱

(名 称)

第 1 条 この要綱に基づいて設ける会の名称は、法第 14 条地図・地籍調査関係連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 この協議会は、不動産登記法に基づく登記所備付地図作成作業及び国土調査法に基づく地籍調査事業の推進並びに円滑な処理に寄与するため、京都地方法務局及び京都市間の情報提供、相互理解を図ることを目的とする。

(構 成)

第 3 条 協議会の構成員は、次の者をもって充てる。

京都地方法務局首席登記官（不動産登記部門）、同総括表示登記専門官、京都市行財政局資産活用推進室資産管理課長、同地籍調査課長、京都市行財政局税務部資産税課長、同文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長、同都市計画局建築指導部建築指導課道路担当課長、同都市計画局まち再生・創造推進室 密集市街地・細街路対策課長、同建設局土木管理部道路明示課長

2 第 1 項に掲げる者が指名する者

(部 会)

第 4 条 協議会の補助機関として、作業部会を置く。

2 作業部会は、前条に掲げる構成員が指名する者をもってこれに充てる。

(事務局)

第 5 条 協議会及び作業部会の運営に関する事務を処理するため、京都地方法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室及び京都市行財政局資産活用推進室に事務局を置く。

(その他)

第 6 条 協議会の開催時期は、人事異動等によって構成員に異動があった際、速やかに開催することとする。

2 作業部会は、協議会の目的を達成するために、事務局に対し協議会の招集を請求できるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 7 月 14 日から実施する。

附 則

この改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から実施する。

附 則

この改正後の要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から実施する。

附 則

この改正後の要綱は、平成 26 年 5 月 29 日から実施する。

附 則

この改正後の要綱は、平成 27 年 5 月 29 日から実施する。